

旧

- 2 対象となる建築物の位置等
- (1) 観光資源の有効な利用上必要な建築物は、次のいずれかに掲げる区域又は沿道に位置するものうち、新たな公共公益施設を整備する必要がなく、かつ、富士山又は箱根外輪山の良好な眺望が確保できるものとする。
- ア 観光資源の存する建築物の敷地内又は隣接若しくは近接している区域
- イ 御殿場市都市計画マスタープランで交通ゾーンに位置付けられた区域
- ロ 御殿場市都市計画マスタープランで観光・交流ネットワークに位置付けられた道路の沿道
- 三 国道又は県道の沿道
- (2) 【略】
- 3 対象となる建築物の用途
- 観光資源の有効な利用上必要な建築物の用途は、次に掲げるもののいずれかであること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に規定する営業を行う施設に該当する施設を除く。
- (1) 宿泊施設
- 主に観光資源の観光を目的とした者を対象とした旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の許可を得た又は得る見込みのある旅館若しくはホテル（保養所又は研修所を含む。）であって、開発許可を受けようとする者は、観光資源の敷地の所有者又は運営主体、若しくは委任を受けたものであること。
- (2)から(7)まで 【略】
- 5 景観への配慮
- 御殿場市景観計画及び御殿場市総合景観条例（平成25年12月10日御殿場市条例第46号）の規定に適合した建築物であること。

新

- 2 対象となる建築物の位置等
- (1) 【略】
- ア 観光資源の存する建築物の敷地内又は隣接若しくは近接している区域（観光資源の存する敷地から概ね500メートル以内）
- イ 国道の沿道
- ロ その他観光資源の有効な利用上市長が特に必要と認める地域
- (2)
- 3 対象となる建築物の用途
- (1) 宿泊施設
- 旅館若しくはホテル及びそれに類似する
- (2)から(7)まで
- 5 景観への配慮
- 御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号）第12条第2項の規定により御殿場市景観計画（平成25年御殿場市告示第311号）に定めた東山・二の岡地区【A地区】における基準に適合したものであること。
- 6 駐車場台数
- 宿泊施設においては、宿泊室数の6割以上の台数の駐車場の敷地内に設置すること。

附 則

この公告は、平成31年9月1日から施行する。